

屋外広告物規制の見直し（素案）に関するパブリックコメント（結果）について

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間

- 平成20年2月29日（金）～平成20年3月21日（金）（22日間）

(2) 応募者数等

- 応募者数：6名，24件（内訳：男性4名，女性2名，不明0名）

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
1	1	1	3	0	0	0	6

(3) 提出方法の内訳

方法	郵送	ファックス	Eメール	持参	その他	計
人数	0	0	3	3	0	6

(4) 項目別の内訳

	項目	計
1	基本的な考え方について	3
2	規制見直しの内容について	12
3	その他について	9
	合計	24

2 意見の概要と市の考え方

(1) 基本的な考え方について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>良好な景観の形成には、屋外広告物規制は欠かせない重要なことと思います。</p> <p>特に違反広告物への指導を行っていくことが大切なことですので、対策強化を期待しています。</p>	<p>屋外広告物は、良好な景観形成の重要な要素であると考えております。そのため、今回の見直しは、良好な景観形成の観点から地域特性に応じた広告物の掲出をお願いするものです。</p> <p>また、違反広告物対策の問題も重要なことと考えております。この見直しと平行して、違反広告物の強化策についても検討していきます。</p>
2	<p>第3種許可地域は、中心市街地の多くが対象範囲となることから、減点主義だけではなく、優れた屋外広告物は積極的に評価するという観点も必要ではないでしょうか。</p>	<p>屋外広告物は、情報を伝達する手段として有益なものであったり、まちに活気を与えるものでもあります。</p> <p>そのため、優れた広告物につきましては、顕彰制度等について別途検討していきます。</p>
3	<p>屋外広告物の形態規制が基本であり、色彩は誘導です。優れた屋外広告物を評価するという視点も重要と思います。</p>	

(2) 規制見直しの内容について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	一律の許可地域から，景観特性に応じた許可地域制へと移行したことは高く評価できます。	<p>本年1月施行しました「景観計画」及び「景観条例」における方針に基づき，地域特性に応じた景観形成を推進していくため，地域性を考慮した規制の見直しを考えています。</p> <p>今後，ホームページや広報紙，関係機関へのパンフレット配布など，十分な周知を図っていこうと考えております。</p>
2	地域に合わせて許可の基準が定められることは賛成です。制限が厳しくなる地域もあるので，周知の徹底が必要だと思います。	
3	<p>風致地区近隣の地域における広告物対策はどう考えているのでしょうか。</p> <p>広告物に近接する場所に保全すべき価値のある景観等を有する建造物等や街並みや自然環境がある場合には，当該場所に一般的に求められる規制よりも一段厳しい規制が必要なのではないでしょうか。</p>	<p>城址公園などの都市計画公園や二荒山神社などの風致地区につきましては，現在禁止地域となっております。</p> <p>しかし，その周辺は特別な規制はなく，景観形成の観点から課題となっております。</p> <p>そのため，今後は，周辺地区を含めた住民の方々と話し合いを行いながら，景観形成を推進する中で規制内容や禁止地域の適用の有無等について検討してまいります。</p>
4	禁止地域に城址公園周辺，二荒山神社周辺，大谷地区，白澤街道なども含むべきではないでしょうか。	
5	屋外広告物改正許可基準については，甘いように感じます。例えば，第1種許可地域の野立て看板は高さ6m以下となっていますが，野立て看板は景観破壊要因の最たる物です。もっと，厳しくしてもよいのではないのでしょうか。あるいは，野立て看板は一切禁止ということもありえるのではないのでしょうか。	<p>今回の改正許可基準の考え方は，地域特性に応じた基準を前提として，特に市街化調整区域などの郊外部におきましては，現行の規制よりかなり規制を厳しく，市街化区域などでは，現状の広告物の実態に合わせた規制を行っております。</p> <p>今回の許可基準の運用にあたりましては，意見を十分に踏まえ，独自の地区制度の活用等とも合わせ，より実効性の高い運用を図り，今後の掲出実態を踏まえた上で検討させていただきます。</p>
6	規制の基準ですが，広告物の数を規制する等の総表示面積を制限することも必要ではないのでしょうか。	今後，掲出実態を調査しながら，また景観形成における総表示面積のあり方について検討してまいります。

7	<p>独自の規制を加える地区制度は大変良い仕組みです。実際に制度が活用されることを期待します。</p>	<p>本市では、景観計画に位置付けている景観形成重点地区の候補地域において、今後、地区住民の皆さんと協働で景観形成を推進していこうと考えております。</p>
8	<p>第3種許可地域は、かなりゆい地域なので、モデル地区的に特定エリアを定めて、例えば中心部の歴史軸一帯や大谷地区など、市内の先駆的な地区として位置づけられたらどうでしょう。</p>	<p>今回、この重点地区と連携し、屋外広告物の特別な規制が可能となる地区制度を創設しようと考えております。</p> <p>これらを活用することにより、建築物のみならず屋外広告物についてもルールづくりができ、地区内の一体的な景観整備が行えます。</p>
9	<p>飲食店の中には、黄や赤など人間の食欲を誘発する色遣いを強制的に採用する広告物が多くあります。</p> <p>京都では大手コンビニなどの色を変えることも場所柄、規制やむなしというコンセンサスが来ていますが、宇都宮はそのようなものはありません。</p> <p>そのため、規制地域において色彩誘導・規制をした結果「この色彩では当店の営業目的を果たせない」というクレームが寄せられた場合、どう対応されるのでしょうか。</p>	<p>このように、景観形成重点地区などで地区内の住民とのルール化ができれば、企業イメージの色彩等に関しても一定の制限が可能となります。</p>
10	<p>よほど大規模な工作物等で、その改変に過大な負担が生じるような場合を除き、直ちに基準への適合を求めていくべきです。</p> <p>特に優先的な規制誘導が求められる場所・地域においては、広告物の改変に必要な費用の補助を行い、速やかな基準適応を進める等の措置を考えても良いと思います。</p>	<p>市内の早急な一斉適合は、難しいと思いますが、優先的な地区としての景観形成重点地区などでは、違反広告物も含めて早急な対策を講じることで考えております。</p> <p>また、そのための必要な費用補助についても検討していきます。</p>
11	<p>外環状道路の沿線は全域、沿道型地域とすることが望ましいと思います。</p>	<p>外環状道路（宮環）沿線は、市街地と郊外地が入り込んでいる区域であり、土地利用上の観点から一律の規制は難しいと考えております。</p> <p>しかし、宮環という道路の特徴などを考慮し、今後実態を精査した中で、宮環沿道における屋外広告物のあり方について検討してまいります。</p>

12	<p>管理者設置の義務づけについてですが、空き店舗などの看板が見苦しく目立っている場合が多々あります。しかし、オーナーや旧テナントがそれらを撤去しないケースも多いと感じます。</p> <p>このため、例えば、屋外広告物除去や改善のための基金を設け、そこから除去など必要に応じて支出することも考えてはどうでしょうか。基金への出資は、広告物の大きさなどに応じて設置者に義務づけるなど。</p>	<p>安全性の観点から、屋外広告物の定期的な点検を行い、適正な管理をしていただく管理者の設置を義務付けることで考えております。</p> <p>空き店舗などの看板に対する撤去費用への基金については、違反広告物対策の一つの手法として、今後の参考とさせていただきます。</p>
----	--	---

(3)その他について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>窓の内側や建物全体のラッピングなど、屋外広告物の対象とならないものに対する考え方も整理し、対応すべきと思います。</p>	<p>屋外広告物は、屋外に掲出されていることが条件となります。そのため、窓の内側の広告物につきましては、規制の対象外となっておりますが、その対応についても、今後、検討していきたいと考えております。</p>
2	<p>屋外広告物の定義では、屋外広告物は屋外にあるものとされていますが、ガラス面の内側より、公衆に対して表示されている物も屋外広告物の対象にするべきではないでしょうか。</p>	
3	<p>都市景観が悪い例に挙げられてしまった宇都宮駅西口の対策に今後期待しています。</p>	<p>J R 宇都宮駅西口につきましては、今回創設する特別の地区制度を活用し、地区の住民と独自のルールづくりが可能となります。</p> <p>これらをもとに、地元住民の方々と話し合いを続け、景観形成重点地区として本市の玄関口にふさわしい景観を創出していきたいと考えております。</p>
4	<p>規制区域図がきちんと表示されていないため、わかりづらい。</p> <p>大谷街道は、どのような規制区域になるのでしょうか。</p>	<p>規制区域図など、地図表示については、はっきり表示できるよう努めてまいります。</p> <p>また、大谷街道については、第1種許可地域となります。</p>

5	<p>宇都宮ベスト広告物10景，どうにかならないか広告物10景として，市民投票をしてはどうでしょうか。</p> <p>通常の「顕彰」では，なかなか市民の関心が高まらないので，露出度を高くして，イベント的に行うのが良いと思います。</p>	<p>屋外広告物の意識啓発の一つとして，今後の参考にさせていただきます。</p>
6	<p>バス停などに見られるストリートファニチャーなど，デザインにも十分考慮した広告塔を設置してはどうでしょうか。</p>	<p>他都市でのバス停上屋における広告物の掲出事例等も参考にしながら，デザインを含めたストリートファニチャー兼用の広告物設置について検討してまいります。</p>
7	<p>屋外広告物の変化が街全体の景観に対する影響は大きいので，現在氾濫する広告物を規制だけではなく，景観に調和した美しい広告物に変えていくためにも，色彩景観ガイドラインのようなわかりやすい冊子を作成することは必須でしょう。</p>	<p>屋外広告物は，街の景観に影響を及ぼすものであり，かつ情報の伝達など無くてはならないものでもあります。</p> <p>そのため，ただ規制をするのではなく，街並みに調和した広告物の掲出を誘導していく手法も必要と考えております。</p> <p>そのため，屋外広告物の色彩やデザインなどの良い例や写真などによるイメージを作り，市民に分かりやすい形のガイドライン的なものも検討してまいります。</p>
8	<p>実際に宇都宮市内にある広告や街並みなどの写真を掲載し，現状と規制誘導後のイメージを豊富に挙げてあれば，市民もイメージがつかめ，親近感が湧いてくると思います。</p>	<p>今後，規制誘導の強化において，屋外広告物に対する意識高揚策の一つとして，参考にさせていただきます。</p>
9	<p>規制誘導の結果を適宜，市民に公開することは是非とも必要です。</p>	<p>今後，規制誘導の強化において，屋外広告物に対する意識高揚策の一つとして，参考にさせていただきます。</p>